

拓甲九五

昭和十三年四月二十一日

内閣書記官長

内閣書記官

# 内閣總理大臣 友

## 法制局長官

外務大臣 <b>三</b>	陸軍大臣 <b>五</b>	文部大臣 <b>九</b>	逓信大臣	厚生大臣 <b>五</b>
内務大臣	海軍大臣 <b>五</b>	農林大臣 <b>五</b>	鐵道大臣 <b>五</b>	
大藏大臣	司法大臣	商工大臣 <b>五</b>	拓務大臣 <b>五</b>	

別紙司法拓務兩大臣請議日滿司法事務共助法ヲ臺灣及樺太ニ施行スルノ件ヲ審査スルニ右ハ相當ノ儀ト思考ス依テ請議ノ通

去 司 司

日本標準規格B4列(十一行全)(宮井勲)

閣議決定セラレ可然ト認ム

勅令案

呈案ノ通

法制局拓第九五号

四月拾五日

主任 管理局橋爪書記官

佐藤

管地第二二九號

日滿司法事務共助法ヲ臺灣及樺太ニ施行スルノ件

滿洲國ニ於ケル治外法權ノ撤廢ニ伴ヒ臺灣及樺太ト滿洲國トノ間ニ司法事務ノ共助ヲ爲スノ要アルニ由リ日滿司法事務共助法施行ノ必要ヲ認ム仍テ別紙勅令案ヲ提出ス

右閣議ヲ請フ

昭和十三年四月十五日

拓務大臣 大谷 尊 由



拓第九五

拓務省

拓務省

司法大臣 鹽野季彦



内閣總理大臣 公爵 近衛文麿殿

上奏書用紙 (明券會納)

(日本標準規格 B-4)

朕日滿司法事務共助法ヲ臺灣及樺太ニ施行スルノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

昭和十三年 四月二十五日

内閣總理大臣

司法大臣

拓務大臣

勅令第二百九十一號

拓務省

日滿司法事務共助法ハ之ヲ臺灣及樺太ニ施行ス

附則

本令ハ昭和十三年五月一日ヨリ之ヲ施行ス

上奏書用紙(明昇合納)

(日本標準規格 B.4)

理由

滿洲國ニ於ケル治外法權ノ撤廢ニ伴ヒ臺灣及樺太ト滿洲國トノ間  
ニ司法事務ノ共助ヲ爲スノ要アルニ由ル

上奏書用紙(明身會納)

(日本標準規格 B.4)

説明

昭和十二年十二月一日ヨリ滿洲國ニ於ケル領事裁判權撤廢セラレタル爲日滿司法事務ノ共助ハ明治三十八年法律第六十三號外國裁判所ノ囑託ニ因ル共助法ノ規定ニ依ルノ外ナキモ之ニ依ル共助ノ範圍ハ訴訟書類ノ送達及證據調ニ限定セラレ我國ト緊密ナル特殊關係ニ在ル滿洲國トノ間ニ於ケル司法事務ノ圓滑ナル處理ヲ望ム能ハズ依テ内地ニ於ケルト同様之ガ實際ノ必要ニ應ズル爲日滿司法事務共助法ヲ臺灣及樺太ニ施行シ一般諸外國トノ間ニ於ケルヨリモ共助ノ範圍ヲ一層擴張スルノ要アリ。

参照

日滿司法事務共助法

昭和十三年三月  
法律第二十六號  
(總理司法  
大臣副署)



タイプライター用紙 (明社会社)

(日本標準規格 B4)

日滿司法事務共助法

第一條 裁判所又ハ検事局ハ滿洲國ノ法院又ハ檢察廳ノ囑託ニ因リ民事及刑事ニ關シ左ノ事項ニ付司法事務ノ共助ヲ爲ス

- 一 訴訟書類ノ送達
- 二 證據調
- 三 犯罪ノ捜査
- 四 被疑者又ハ被告人ニ對スル勾引狀ノ發付又ハ執行
- 五 逮捕狀ノ發付又ハ執行
- 六 刑事判決ノ執行

共助ハ所要ノ事務ヲ取扱フベキ地ヲ管轄スル區裁判所又ハ區裁判所檢事局ニ於テ之ヲ爲ス

第二條 受託事項ノ實施ガ法律上許スベカラザルモノナルトキ又ハ公益ヲ害スル虞アルトキハ之ヲ爲サザルコトヲ得

受託事項ノ實施ガ捜査、裁判又ハ刑ノ執行ノ障礙ト爲ルベキ場合ニ於テハ障礙ナキニ至ル迄之ヲ爲サザルコトヲ得

第三條 囑託ニ因ル勾引狀ノ發付又ハ執行ノ實施ガ不相當ナルトキハ之ヲ爲サザルコトヲ得

第四條 囑託ニ因ル自由刑ノ執行ノ實施ガ著シク不相當又ハ不便ナルトキハ之ヲ爲サザルコトヲ得

第五條 前三條ノ規定ニ依リ受託事項ノ實施ヲ爲サザル場合ニ於テハ速ニ其ノ旨ヲ囑託官廳ニ通知スベシ

第六條 檢察犯罪ノ捜査ノ共助ヲ爲スニ付強制ノ處分ヲ必要トスルトキハ押收、搜索、檢證、

被疑者若ハ證人ノ訊問又ハ鑑定ノ處分ヲ其ノ所屬區裁判所ノ判事ニ請求スルコトヲ得

檢察官若ハ對スル勾引狀ノ發付ノ共助ヲ爲スニ付必要アルトキハ其ノ處分ヲ其ノ所屬區裁判所ノ判事ニ請求スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル請求ヲ受ケタル判事ハ其ノ處分ニ關シ豫審判事ト同一ノ權ヲ有ス

判事第十項ノ處分ヲ爲シタルトキハ速ニ之ニ關スル書類及證據物ヲ檢事ニ送付スベシ

第七條 刑事判決ノ執行ハ司法大臣ヲ經由シ判決書ノ謄本ヲ送付シテ囑託アリタルトキハ死刑及法律ノ認メザル刑ヲ除キ之ガ共助ヲ爲スベシ

前項ノ囑託ニ因ル執行ニ付テハ刑名同ジキモノハ之ヲ同一ノ刑ト看做シ滿洲國刑法ノ徒刑ハ之ヲ懲役ト看做ス

第八條 囑託ニ因ル受刑者ノ假出獄ニ關シテハ帝國ノ法令ニ依ル

第九條 囑託ニ因リ罰金、科料若ハ沒收ノ刑ヲ執行シ又ハ追徴金ヲ徵收シタルトキハ其ノ金額又ハ物品ヲ滿洲國ニ引渡スベシ但シ沒收物中價值ナキ物ハ之ヲ廢棄シ引渡ニ不便ナル物

ハ之ヲ公賣シテ其ノ代價ヲ引渡スコトヲ得



第十條 受託官廳受託事項ニ付權限ヲ有セザルトキハ受託ノ權限アル官廳ニ囑託ヲ移送シタル上速ニ其ノ旨ヲ囑託官廳ニ通知スベシ

第十一條 受託事項ハ帝國ノ法令ニ依リ之ヲ實施ス

第十二條 民事ニ關スル受託事項ノ實施ニ要スル費用ニシテ當事者ノ負擔ト爲ラザルモノハ之ヲ國庫ノ負擔トス

刑事ニ關スル受託事項ノ實施ニ要スル費用ハ之ヲ國庫ノ負擔トス但シ他ノ法令ニ於テ別ニ負擔者ヲ定ムルモノハ之ヲ其ノ者ノ負擔トス

第十三條 裁判所又ハ檢事局ハ滿洲國ノ法院又ハ檢察廳ニ對シ第一條第一項ノ事項ノ囑託ヲ爲スコトヲ得

第十四條 第一條第一項ノ事項ノ囑託ハ裁判所又ハ檢事局ヨリ滿洲國ノ地方法院又ハ地方檢察廳ニ對シ直接之ヲ爲スコトヲ得但シ刑事判決ノ執行ノ囑託ハ司法大臣ヲ經テ之ヲ爲スベシ

シ

第十五條 滿洲國ノ法院又ハ檢察廳ガ囑託ニ因リ爲シタル行爲ハ帝國ノ法令ノ適用ニ關シテハ帝國ノ法令ニ依リ爲シタルモノト同一ノ效力ヲ有ス

第十六條 滿洲國ノ執行名義ニ依リテ強制執行ヲ爲スニハ裁判所ノ認可ヲ得ルコトヲ要ス

第十七條 前條ノ認可ノ申立ハ債務者ノ普通裁判籍又ハ執行ノ目的タル財産ノ所在地ヲ管轄スル區裁判所ニ之ヲ爲スコトヲ要ス

第十八條 前條ノ申立ニ對スル裁判ハ非訟事件手續法ニ依リ之ヲ爲ス

民事訴訟法第五百十五條ノ規定ハ前項ノ裁判ニ之ヲ準用ス

第十九條 執行認可ノ裁判ハ執行力アル債務名義ト同一ノ效力ヲ有ス

第二十條 第十八條ノ裁判ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得其ノ期間ハ之ヲ二週間トス執行認可ノ裁判ニ對スル即時抗告ハ執行停止ノ效力ヲ有ス

第二十一條 前五條ノ規定ハ滿洲國法院ノ爲シタル強制執行ノ停止ヲ命ズル裁判ニ依リテ強

制執行ノ停止ヲ爲ス場合ニ之ヲ準用ス

民事訴訟法第五百二十二條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

閣甲 一〇四

昭和十三年 四月二十二日

内閣書記官長

内閣書記官

昭和十三年四月二十七日公布

内閣總理大臣 友

法制局長官

外務大臣 三	陸軍大臣 板	文部大臣 友	逓信大臣	厚生大臣 友
内務大臣	海軍大臣 友	農林大臣 友	鐵道大臣 友	
大藏大臣	司法大臣	商工大臣 友	拓務大臣 友	

別紙内閣總理大臣請議 關東州裁判  
事務取扱令中改正ノ件

ヲ審査スルニ右ハ相當ノ儀ト思考ス依テ請議ノ通

去 司 局